



島根県報

令和4年4月22日（金）

号外第50号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第370号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ151番内3地先から同イ1033番3地先まで	メートル 59.20	令和4年 4月22日	益田県土整備 事務所	
〃	〃	益田市匹見町道川イ1033番2地先から同地先まで	100.90	令和4年 4月22日		